

令和元年

第4回西原村臨時会会議録

令和元年 7月25日

令和元年 7月25日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和元年第4回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
7月25日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (議案第62号～第73号)	

提 出 議 案 等

(令和元年7月25日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|--------|---------------------------|
| 議案第62号 | 令和元年度西原村一般会計補正予算(第3号)について |
| 議案第63号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第64号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第65号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第66号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第67号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第68号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第69号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第70号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第71号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第72号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第73号 | 工事請負変更契約の締結について |

目 次

第1号（7月25日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	3
出席議員氏名	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	5
開会・開議	6
日程第 1 会議録署名議員の指名について	6
日程第 2 会期の決定について	6
日程第 3 村長提案理由説明（議案第62号～第73号）	6
日程第 4 議案第62号 令和元年度西原村一般会計補正予算 （第3号）について	8
日程第 5 議案第63号 工事請負変更契約の締結について	11
日程第 6 議案第64号 工事請負変更契約の締結について	11
日程第 7 議案第65号 工事請負変更契約の締結について	11
日程第 8 議案第66号 工事請負変更契約の締結について	11
日程第 9 議案第67号 工事請負変更契約の締結について	11
日程第10 議案第68号 工事請負変更契約の締結について	11
日程第11 議案第69号 工事請負変更契約の締結について	11
日程第12 議案第70号 工事請負変更契約の締結について	11
日程第13 議案第71号 工事請負変更契約の締結について	11
日程第14 議案第72号 工事請負変更契約の締結について	11
日程第15 議案第73号 工事請負変更契約の締結について	11
閉 会	19
署 名	21

第 1 号 (7 月 2 5 日)

令和元年第4回西原村議会臨時会会議録

令和元年7月25日、令和元年第4回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

令和元年7月25日（木曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（議案第62号～第73号）
- 日程第 4 議案第62号 令和元年度西原村一般会計補正予算（第3号）
について
- 日程第 5 議案第63号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 議案第64号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 議案第65号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 議案第66号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 9 議案第67号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 議案第68号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第11 議案第69号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第70号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第13 議案第71号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 議案第72号 工事請負変更契約の締結について

日程第 15 議案第 73 号 工事請負変更契約の締結について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	佐 藤 光 弘 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	目 床 順 司 君
総務課長	須 藤 博 君
復興建設課長	吉 井 誠 君

○議長（宮田勝則君） それでは、おはようございます。

本日は全員出席であります。

第4回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和元年第4回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番議員、林田直行君、9番議員、桂悦朗君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君） おはようございます。

令和元年第4回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

今回の臨時会は、令和元年度一般会計の補正予算及び工事請負変更契約の締結についてお願いするものでございます。事務手続を考慮し、早急に議会の議決が必要となりましたので、議員各位にはご多忙とは存じますが、臨時会をお願いをいたしました。

今年に入りまして4回目の臨時会ではありますが、一日も早く熊本地震により被災した宅地等の復旧を完成させ、再び住民の方々の安心した生活を取り戻していただきたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第62号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億622万6,000円とするものでございます。

歳出において、6月30日から7月1日の梅雨前線豪雨により被災した農地及び農業用施設や道路、河川の早期の災害復旧のため、測量等の実施が必要

であるため、農林水産施設災害復旧費に409万8,000円、公共施設災害復旧費に189万9,000円を増額し、予備費を同額減額するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第63号から議案第73号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第63号から議案第73号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてでありますので、一括して提案させていただきます。

まず、議案第63号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（桃木原②・小高山・名ヶ迫鶴③）。

続いて、議案第64号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出②・平）。

議案第65号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出③・市川原）。

議案第66号、工事請負変更契約の締結について、大切畑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（大切畑05）。

議案第67号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当03）。

議案第68号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当04）。

議案第69号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）。

議案第70号、工事請負変更契約の締結について、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（下布田10）。

続いて、議案第71号、工事請負変更契約の締結について、大切畑地区小規模住宅地区等改良工事（大切畑05）。

議案第72号、工事請負変更契約の締結について、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当04）。

最後に、議案第73号、工事請負変更契約の締結について、小規模住宅地区等改良工事（下布田10）。

以上11件につきましては、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会におきましては議案12件を提案させていただきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

なお、最後に一言だけ申し添えます。

増額も多額となっており、契約についても望まれるものではないことも

重々承知をしております。しかし、早期復旧を目指す中、一日も早く着工するための手段であり、今回の地震からの復旧事業だけに限る特別な方法としております。全て被災した被災者のためでありますので、どうかご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第62号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

議案第62号についてご説明いたします。

議案第62号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度西原村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億622万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年7月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費、409万8,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧測量設計委託料、小規模農地等災害復旧事業補助金の増額補正でございます。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費、189万9,000円の増額補正でございます。道路橋りょう災害復旧測量設計委託料の増額補正でございます。

款13予備費、599万7,000円の減額補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

6ページになります。目1の農地等災害復旧費の13と19についてお尋ねいたします。

まず初めに、田んぼや畑、また水路や道路などの農業用施設が梅雨時期や豪雨で壊れた場合に、国や村の補助金などを含め農家さんが役場へ被害の申

請に來られたときに、負担金を含めどのような説明をされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）おはようございます。

質問の件なんですけれども、農地や農業用施設の復旧工事に係る国・県等の補助金、また農家さんの負担について説明いたします。

農地等の災害復旧事業につきましては、農業用の水路や道路、頭首工などを復旧する施設災害、また田んぼや畑を復旧する農地災害とに分かれており、国・村の補助金が違っております。

まず、農業用の水路や道路、頭首工などを復旧する施設災害につきましては、基本、国が65%、その残りを50%、受益者の方々が50%となっております。激甚災害の指定や補助率増嵩等の国の補助金のかさ上げがない場合は、通常、100万円の事業費に対し国が65万円、村と農家さんの負担がそれぞれ17万5,000円となっております。

次に、田んぼや畑を復旧する農地災害につきましては、基本、国の補助率が50%、その残りを村が35%、農家さんが65%となっております。同様に、激甚災害の指定や補助率増嵩等の国の補助金のかさ上げがない場合には、100万円の事業費に対し国が50万円、村が17万5,000円、農家さんが32万5,000円となっております。

以上が補助金の基本的な考えであります。激甚災害の指定や補助率増嵩等により補助率がかさ上げされることとなります。ちなみに、平成元年から平成30年までの30年間の平均のデータとしまして、激甚指定にされた場合の国庫補助が、農業用施設の災害が約97%、農地災害が93%、この場合、100万円の工事に対して受益者さんの負担が約4万5,000円となります。

通常災害の場合、補助率増嵩のみではありますが、農業用施設が約91%、農地が約80%の国の補助となっております。100万円の事業費の場合、農家負担が約13万円となっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）じゃ、激甚災害と、その辺に対してまた金額が変わるということで、補助率もまたそれから変わることもあり、その場合は100万円に対して例えば4万5,000円だったら13万円ぐらいまでは下がるということよろしいでしょうか。はい、わかりました。

じゃ、その次に小規模農地等の災害についてお尋ねいたします。

10年前と比べますと耕作放棄地が非常に多くなっております。また、熊本地震の影響で耕作放棄地がさらに加速していくのではないかと危惧もしております。耕作放棄地の原因としては、農地等が梅雨時期の豪雨で災害し、その工事にかかわる負担金が重荷となるとか、復旧することができずそのまま耕作放棄地につながるのではないかと考えております。高齢化の影響もあり、

自分で重機を借りて復旧することもできないような状況ではないかとも思っております。

そこで、小規模農地災害復旧補助金の基本的な制度の説明を一つと、また、この制度の見直し、40万円以下に対して自分でする、また自分が人を雇ってするときには5万円という少額になっておりますけれども、ここ最近の重機代のリースや人件費等も高くなっておりますので、この制度の見直しはできないかというふうに思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）小規模農地等災害復旧補助金についてということなんですけれども、平成24年にこの交付要項が制定されております。国の定める災害復旧事業に満たない農地や農業用施設を復旧し、農業の維持、あわせてその安定に寄与することが目的とされております。採択基準につきましては、国庫補助の要件を満たしている農地等の災害復旧で、かつ事業費が40万円未満で5万円以上のものとなっております。また、補助金の額につきましては、復旧に係る経費のうち重機代の一部の補助として、5万円を上限として支援を行っているところであります。

お話しのとおり、土砂撤去等の作業を他人に委託した場合、農家さんの負担が増えると予想されます。この件に関しましては、財政等の問題もありますので、関係各課や議会の委員会とも協議をさせていただければと思います。

耕作放棄地等の対策につきましては、産業課と連携し、中山間や多面的等の地域営農活動を通じ、農地の保全につながるよう支援していければと考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

国や県の補助がある場合には、水張り面積を変えたいかというふうな縛りがありまして、例えば土羽だけではできず、結局はそれをするためには石垣等である程度の高さを立てて、それから土羽でいったりして水張り面積を変えないようにしなくてはならないと。そうなりますと結構な金額にもなりますし、また、例えば40万円以下の場合はこちらで負担することになりますけれども、それでも例えば重機で土羽を突いてもらって、それでしてもらおうとか、そういう対策もできるのではないかと思います。

まずは、西原村の基幹産業は農業でございます。また、その農業の方は熊本地震でいろいろなものが壊れてお金も必要というふうになり、厳しい状況でありますので、ぜひ農家の方の立場に立っていろいろ考えて、行っていただきたいと思っております。お願いします。

○議長（宮田勝則君）答弁を求めますか。

○3番議員（坂本隆文君）はい、村長、お伺いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）坂本議員の言われることは理解するところでございます。補助金等の5万円のかさ上げということがメインではなかろうかなというふうに思いますので、そこら辺も含めて復興建設課あるいは産業課あたり、そしてまた議員さんあたりと相談しながら進められればと。今ここで、はいしますではなくして、いろんな方々の意見を聞きながら進められればなというふうに思っておりますので、どうかご理解いただきたいというように思います。

○議長（宮田勝則君）よございますか。坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

いろいろ考えていただくということで、基金もございますのでそういうものを上手に使っていただけたらと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第62号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第63号から日程第15、議案第73号までの工事請負変更契約の締結についてを一括議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、一括議題といたします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）それでは、議案第63号から73号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、下記については一括して変更契約の内容を説明させていただきます。

まず、議案第63号を説明いたします。

工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年7月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長、日置和彦。

記。

1、契約の目的、西滑動第6号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（桃木原②・小高山・名ヶ迫鶴③）。

2、変更前契約金額4,608万6,451円（税抜き額4,267万2,640円）。変更後契約金額6,483万1,320円（税抜き額6,002万9,000円）。1,874万4,869円の増額となります。

契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字小森1262番地1、株式会社高橋工業、代表取締役、高橋亘。

変更内容としまして、ロックボルト（法枠併用地山補強土工）マイナス192㎡、ルートパイル（網状鉄筋挿入工）24本、ブロック積み290㎡、重力式擁壁43㎡が変更内容となります。

続きまして、議案第64号を説明いたします。

契約の目的、西滑動第13号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出②・平）。

変更前契約金額4,111万2,237円（税抜き額3,806万6,887円）。変更後契約金額5,645万9,160円（税抜き額5,227万7,000円）。1,534万6,923円の増額となります。

契約の相手方、熊本県菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社、代表取締役、村上裕輝。

変更内容としまして、ロックボルト73㎡、ルートパイル78本、ブロック積み74㎡が増となっております。

続きまして、議案第65号を説明いたします。

契約の目的、西滑動第20号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（門出③・市川原）。

変更前契約金額7,138万8,000円（税抜き額6,610万円）。変更後契約金額5,018万5,440円（税抜き額4,646万8,000円）。2,120万2,560円の減となっております。

契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、有限会社堀田建設、代表取締役、堀田賢司。

ルートパイル（網状鉄筋挿入工）がマイナス1,056本の減となっております。ブロック積み工63㎡、重力式擁壁31㎡の増となっております。

続きまして、議案第66号を説明いたします。

契約の目的、西大滑第4号、大切畑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（大切畑05）。

変更前契約金額8億6,336万8,247円（税抜き額7億9,941万5,044円）。変更後契約金額9億474万4,097円（税抜き額8億3,772万6,016円）。4,137万5,850円の増となっております。

契約の相手方、受注者、八方・宇都宮特定建設工事共同企業体、代表者、

熊本県菊池市赤星2114番地1、株式会社八方建設、代表取締役、前川浩志。構成員、熊本県菊池郡大津町室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役、宇都宮誠二。

変更内容としまして、ブロック積み96㎡、側溝987m、アスファルト舗装2,929㎡の増となっております。

続きまして、議案第67号を説明いたします。

契約の目的、西大滑第7号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当03）。

変更前契約金額1億4,273万6,482円（税抜き額1億3,216万3,410円）。変更後契約金額1億9,189万297円（税抜き額1億7,767万6,201円）。4,915万3,815円の増となっております。

契約の相手方、受注者、高橋・山西特定建設工事共同企業体、代表者、熊本県阿蘇郡西原村大字小森1262番地1、株式会社高橋工業、代表取締役、高橋亘。構成員、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子1204番地1、株式会社山西建設、代表取締役、日置達也。

変更内容としまして、ブロック積み739㎡、重力式擁壁13m³、もたれ式擁壁51m³の増となっております。

続きまして、議案第68号を説明いたします。

契約の目的、西大滑第8号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当04）。

変更前契約金額1億8,197万2,829円（税抜き額1億6,849万3,361円）。変更後契約金額2億2,570万2,542円（税抜き額2億898万3,836円）。4,372万9,713円の増となっております。

契約の相手方、受注者、藤川・山口特定建設工事共同企業体、代表者、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865番地、藤川建設株式会社、代表取締役、藤川俊光。構成員、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山842番地、株式会社山口造園建設、代表取締役、山口光明。

変更内容としまして、ブロック積み847㎡、重力式擁壁20m³が変更内容となっております。

続きまして、議案第69号を説明いたします。

契約の目的、西大滑第10号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）。

変更前契約金額1億3,752万6,803円（税抜き額1億2,733万9,633円）。変更後契約金額1億4,247万2,520円（税抜き額1億3,191万9,000円）。494万5,717円の増となっております。

契約の相手方、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291番地1、株式会社下村組、代表取締役、下村一恵。

変更内容としまして、側溝203m、集水ます5基、アスファルト舗装819㎡

が増となっております。

次に、議案第70号を説明いたします。

契約の目的、西大滑第11号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（下布田10）。

変更前契約金額4億5,074万5,662円（税抜き額4億1,735万7,095円）。変更後契約金額5億7,356万9,259円（税抜き額5億3,108万2,648円）。1億2,282万3,597円の増となっております。

契約の相手方、受注者、緒方・長田特定建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池市野間口1097番地、株式会社緒方建設、代表取締役、緒方公一。構成員、熊本県菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社、代表取締役、長田宏二。

変更内容としましては、ブロック積み1,841㎡、重力式擁壁368㎡の増となっております。

続きまして、議案第71号を説明いたします。

契約の目的、西小規模第1号、大切畑地区小規模住宅地区等改良工事（大切畑05）。

変更前契約金額9,284万9,195円（税抜き額8,597万1,477円）。変更後契約金額1億2,361万6,480円（税抜き額1億1,445万9,704円）。3,076万7,285円の増となっております。

契約の相手方、受注者、八方・宇都宮特定建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池市赤星2114番地1、株式会社八方建設、代表取締役、前川浩志。構成員、熊本県菊池郡大津町室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役、宇都宮誠二。

変更内容としましては、ブロック積み427㎡が増となっております。

続きまして、議案第72号を説明いたします。

契約の目的、西小規模第4号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当04）。

変更前契約金額8,166万2,975円（税抜き額7,561万3,866円）。変更後契約金額1億527万9,771円（税抜き額9,748万1,270円）。2,361万6,796円の増となっております。

契約の相手方、受注者、藤川・山口特定建設工事共同企業体、代表者、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865番地、藤川建設株式会社、代表取締役、藤川俊光。

構成員、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山842番地、株式会社山口造園建設、代表取締役、山口光明。

変更内容としまして、ブロック積み97㎡、もたれ式擁壁197㎡の増となっております。

最後に、議案第73号を説明いたします。

契約の目的、西小規模第7号、小規模住宅地区等改良工事（下布田10）。

変更前契約金額 1 億8,626万4,163円（税抜き額 1 億7,246万6,818円）。変更後契約金額 1 億8,664万4,557円（税抜き額 1 億7,281万9,035円）。38万394円の増となっております。

契約の相手方、受注者、緒方・長田特定建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池市野間口1097番地、株式会社緒方建設、代表取締役、緒方公一。構成員、熊本県菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社、代表取締役、長田宏二。

変更内容としまして、L型擁壁工の35mが増となっております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番議員、中西義信君。

○4 番議員（中西義信君）4 番、中西です。

工事も100億円をトータル超えるような、順調にいつているものと思いますが、質問の内容は主に議案第66号以降のことについてです。それは、10月以降消費税が変更になりますから、契約そのものが10月を越している第66号から以降の議案に関して精算等はどのようなふうになっているのかというのをちょっと、業者の方の経営の問題もありますし、そこらあたりを伺いたいと思います。

○議長（宮田勝則君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）お尋ねの公共工事における消費税10%の取り扱いについてご説明いたします。

公共工事の消費税10%につきましては、5つのパターンがございます。

まず、1つ目に、平成31年3月31日以前に契約した工事、いわゆる年度を越えた繰り越し工事につきましては、竣工予定が令和元年10月1日以降であっても税率が8%となっております。

その次に、先ほど説明しました平成31年3月31日以前に契約した繰り越し工事、第63号から第65号につきましては、変更契約を今回みたいに行った場合、竣工する工期が10月1日を越えない場合はその変更契約分もそのまま8%という運用になります。

3つ目に、先ほどの変更契約を行い、その工期が10月1日を越える場合については、今回のように10月1日前であっても変更契約をした場合は10%となります。

4つ目に、平成31年4月1日以降に契約を行った分についてなんですけれども、平成31年4月1日以降に契約を行って令和元年10月1日より前に竣工した工事に関しては、そのまま8%という運用になります。

最後になりますけれども、今年度に入札を行って令和元年10月以降に竣工する工事に関しては、全て10%の取り扱いとなります。

今回の契約につきましては、議案第63号から第65号につきましては、今回の変更を含めまして全て8%ということになります。それ以降のお尋ねの議案第66号から第73号につきましては、全ての工事が平成31年3月31日以前の契約であり、令和元年10月1日以降の竣工の予定でありますので、当初の契約分に関しては8%となります。今回お願いしました今後の変更につきましては10%という取り扱いになっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）一度に聞きまして、なかなかぱっと理解することが難しいことでもありますけれども、普通、基本的に税の変更とかめったにないことでもありますし、そういうのはできればここにはちょっと書いておいていただければこんな質問等もしなくてよかったのかなど。税が、大きな問題ですから、8%から10%ということは。そこらあたりは、またほかの議案も今後出てくると思いますので、できれば勘弁してもらいたい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西君。

○4番議員（中西義信君）すみません、今の件です。

できれば、そういったやつはちょっとペーパー等でいただけるなら、我々も後々勉強するに当たっていいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第63号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第63号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

議案第64号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第64号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第64号は原案どおり可決されました。
次に、議案第65号について討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第65号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第65号は原案どおり可決されました。
次に、議案第66号について討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第66号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第66号は原案どおり可決されました。
議案第67号について討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第67号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第67号は原案どおり可決されました。
次に、議案第68号について討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第68号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

次に、議案第69号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第69号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

議案第70号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第70号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

次に、議案第71号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第71号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

次に、議案第72号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第72号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

次に、議案第73号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第73号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。これをもって令和元年第4回西原村議会臨時会を閉会いたします。

午前10時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

8 番議員 林 田 直 行

9 番議員 桂 悦 朗